

【仮訳】

日本国厚生労働省とベトナム社会主義共和国保健省との 医療・保健分野での協力に関する覚書

日本国厚生労働省及びベトナム社会主義共和国保健省（以下「両省」という。）は、友好関係を強化し、相互に関心を有する医療・保健分野での協力を共に進める意思を持っている。

このため、両省はここに以下の医療・保健分野で協力を進めることについて検討することで一致した。

1. 社会保障制度：日本の公的医療保険システムの経験の共有を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現；
2. 高齢化社会への対応：政策対話と技術支援による知見と経験の共有；
3. 新興感染症及び再興感染症の予防及び管理と、災害への対策及び応答；
4. 人材開発：医師・看護師・助産師・公衆衛生専門職及びE-ヘルス等；
5. 先進技術：先進的な医療技術・医薬品・医療機器の導入（生活習慣病対応の技術・製品を含む）；
6. 規制：上記 5.を実現するため、日本の医薬品・医療機器のメーカーがベトナム市場にアクセスする際にかかる規制について、ベトナムが当事者である国際的合意の下でベトナムの責任の範囲内で、改善措置を採ることをベトナム政府に推薦する；
7. E-ヘルス：E-ヘルス、特に E-ヘルス基準の開発、公的医療保険、病院情報システム（HIS）、健康管理情報システム（HMIS）及びデータセンターについての日本の経験や技術の紹介；
8. 政策対話：国際保健外交についての情報や経験の交換；
9. 相互に関心のある分野について両国の病院、施設及び大学間の協力促進。

さらに、両省は相互の関心に基づく協力分野を更に検討することで一致した。両省は、本覚書が初期の協力や見通しのための一般原則及び重要事項を規定することのみを目的とするものであることについて、認識が一致した。

【仮訳】

本覚書は、署名の日から開始し、その本覚書の下での協力は、5年間続くものとする。本覚書による協力は自動的に引き続き5年間延長される。本覚書による協力は、一方が、本覚書の終了を希望する日の6箇月前までにその旨の通知を相手方に書面により行うことで終了することができる。

本覚書は、拘束力を持たない文書として、2014年3月18日に東京において英語で署名された。

日本国厚生労働省

ベトナム社会主義共和国保健省
